

最高裁秘書第855号

平成31年2月28日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月28日付け（同月29日受付、最高裁秘書第516号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生が司法研修所構内の写真を撮影した場合、司法修習生のどのような法的義務に違反することになるかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。